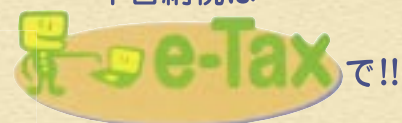


FOR TOMORROW

しづや
法人

申告納税は



〈網走港のカモメ：藤木昭子氏〉

—明けましておめでとうございます—〈所得税確定申告について〉

2011.2・3
No. **507**
平成23年

新年のごあいさつ	3
法人会事業アラカルト	9
相続税の基礎知識	12
都税コーナー	14

法人会掲示板 2・3月

2月・3月(4月)実施する主な事業

- 2月1日 第6ブロック役員会
- 2月2日 第11ブロック役員会
- 2月4日 源泉研究部会役員会
- 2月7日 第15ブロック新年会
- 2月7日 正副会長、監事会
- 2月8日 印紙税セミナー
- 2月14日 第4ブロック見学研修会
- 2月16日 第10ブロック税務講習会
- 2月17日 社会保険セミナー
- 2月18日 常任理事会
- 2月22日 相続・贈与税セミナー
- 2月23日 第19・20・21ブロック合同研修会
- 2月26日 女性部会：介護支援対策セミナー
- 3月1日 法人税確定申告書の書き方講習会(1)
- 3月2日 法人税確定申告書の書き方講習会(2)
- 3月2日 第11ブロック健康講座
- 3月3日 広報委員会
- 3月3日 源泉所得税セミナー
- 3月4日 消費税セミナー
- 3月9日 法人税確定申告書の書き方講習会(3)
- 3月10日 法人税確定申告書の書き方講習会(4)
- 3月16日 法人税確定申告書の書き方講習会(5)
- 3月29日 理事会
- 4月19日 青年部会：通常総会

定例説明会等のお知らせ

《税務無料相談》

日時 平成23年2月16日(水)午後1時～4時
 日時 平成23年3月16日(水)午後1時～4時
 日時 平成23年4月20日(水)午後1時～4時
 場所 渋谷法人会館 渋谷区神泉町9-10
 TEL 3461-0758

《決算法人説明会》

日時 2月4日(金) 午後1時30分～4時
 日時 3月22日(火) 23日(水) 24日(木)
 各午後1時30分～4時
 場所 渋谷区立商工会館 2F

該当の会社は是非ご出席下さい。

● 申告書用紙等発送予定日 法人税・消費税の確定申告書等

決 算 期	発送予定日
23年3月	23年4月下旬
23年4月	23年5月下旬
23年5月	23年6月下旬

メールアドレス登録のお願い

渋谷法人会では、法人会ホームページ“なかまネット”を通じて様々な会員サービスを展開していきたいと考えております。

まずご登録いただき、ご自身の会社の情報をアクセスする方に公開して下さい。公開する情報は選べます。また、自社のホームページにリンクさせることも可能です。ご自身の会社をアピールして下さい。ご登録件数が増えるほど、双方にメリットが生まれます。

まずはご登録を！

最高の技術・最高のサービス

さいたま店 ☎ 048(832)3429
 所沢店 ☎ 04(2924)5151
 鶴ヶ島店 ☎ 049(286)8021
 北本店 ☎ 048(591)1260
 越谷店 ☎ 048(977)0711
 三郷店 ☎ 048(953)1990
 川口店 ☎ 048(228)3211
 新座店 ☎ 048(478)0851

渋谷店 ☎ 03(3376)0141
 烏山店 ☎ 03(5316)3831
 八王子店 ☎ 042(646)9411
 青梅店 ☎ 0428(30)7350
 相模原店 ☎ 042(755)3344
 港北センター北店 ☎ 045(910)2251
 湘南平塚店 ☎ 0463(25)6860

- ▶ 自動車ガラス取付・交換
- ▶ ウインドリペア
- ▶ カーフィルム
- ▶ ボディコーティング
- ▶ オートガード

自動車ガラス専門店
大東株式会社



URL <http://www.daito-glass.co.jp/>

年頭

所感



社団法人 渋谷法人会
会長 柳田 道康

平成23年の年頭に当たり、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

平素、会員の皆様には法人会の活動、運営に格別のご理解とご支援を賜り心から御礼申し上げます。

昨年は内政面におきましても、外交面におきましても、いろいろと混乱を招き数多くの問題を残しました。また、国内経済はデフレから脱却できず消費は低迷し、雇用情勢は厳しく円高が進行し、80円台前半で年を越しました。この先どのように推移するのか不透明であります。

さて、法人会は申告納税制度の維持、発展に寄与する「健全な納税者団体」として一貫して税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域社会の一員として微力ながら地域の発展に工夫をこらして取り組んで参りました。

さらに、現在「公益法人制度改革」に対して公益社団法人認定を目指し、本年中に申請することと致しました。今まで以上に公益性の高い活動を推進して参る所存でございます。

どうか会員の皆様には法人会の活動に倍旧のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに本年も皆様方のご健勝とご発展を祈念し、年頭のあいさつとさせていただきます。

謹賀新年



本年も一層の
ご協力をお願いします (順不同 敬称略)

会 長 柳 田 道 康	常任理事 荻 英 夫	理 事 二 宮 秀 泰	理 事 中 村 浩 士
副 会 長 五 月 女 進 一	〃 和 田 富 士 雄	〃 石 井 沙 与 子	〃 飯 島 良 臣
〃 八 木 原 保	〃 福 田 勝 則	〃 大 塚 英 雄	〃 天 野 長 汰
〃 石 田 重 仁	〃 田 中 茂	〃 渡 辺 博	〃 柳 沢 憲 輔
〃 岩 田 利 延	〃 奥 畑 茂	〃 桑 原 保	〃 安 原 喜 一 郎
〃 福 井 貞 夫	〃 村 田 英 郎	〃 小 松 良 郎	〃 滝 島 聡
〃 多 治 見 孝 子	〃 稲 垣 俊 勝	〃 伊 藤 哲 明	〃 光 山 和 徳
〃 浅 妻 正 行	〃 藤 田 幸 直	〃 岡 崎 義 明	〃 羽 田 秀 光
〃 須 藤 昭 一	〃 久 世 義 昭	〃 新 居 常 男	〃 野 口 ア キ ラ
専務理事 相 澤 悟	〃 海 老 名 孝	〃 近 藤 英 三	〃 樋 泉 淙 秀
常任理事 平 野 恒 雄	〃 青 年 部 会 長 名 取 政 俊	〃 福 井 恒 夫	〃 鈴 木 清 久
〃 雨 宮 孝 幸	〃 女 性 部 会 長 山 崎 登 美 子	〃 大 石 隆 士	〃 百 瀬 智 夫
〃 黒 澤 公 博	〃 源 泉 部 会 長 松 本 智	〃 伊 藤 一 三	〃 羽 根 田 忠
〃 鈴 木 猛	理 事 長 島 祐 司	〃 松 井 美 千 代	〃 丸 山 幸 孝
〃 柴 田 修	〃 加 藤 清 治	〃 平 田 弁 次	〃 高 野 喜 好
〃 小 林 英 雄	〃 佐 藤 俊 雄	〃 山 田 英 治	〃 平 山 元 康
〃 藤 木 庸 佑	〃 佐 藤 正 人	〃 有 馬 清 種	監 事 大 塚 巖 宏
〃 長 谷 川 隆	〃 東 宣 昭	〃 星 野 勇 介	〃 海 老 澤 晋 一
〃 梅 原 伸 二 郎	〃 二 渡 永 八 郎	〃 増 田 泰 雄	
〃 堀 内 利 夫	〃 朝 倉 徳 道	〃 佐 伯 英 文	
〃 杉 本 一 二	〃 原 田 文 彦	〃 福 田 武 敬	

新年の
ご挨拶



渋谷税務署
署長 小島 安雄

社団法人渋谷法人会会員の皆様方に謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

本年は卯年です。少しこの干支の縁起話をさせていただきますと、素早い動きとジャンプ力が特技のうさぎは、ことわざに「うさぎの上坂」とあるように、良い方向に進む躍動感ある生き物です。うさぎは家族で行動するためか、家族愛を象徴する干支となっています。卯は方向を示す時には東を示し、卯の文字には「茂」（ほう：しげる）もしくは「冒」（ほう：おおう）の意味があって、旧暦の2月の頃、春めき草木が地面に茂りだす状態をあらわしています。

さて、去年は、貴会におかれましては、渋谷くみんの広場、恵比寿祭り、Hirooフェアでの税金クイズなどによる納税意識の高揚やブロック税務講習会などを通じた税知識の普及に努めていただきました。

また、税務行政の最重要課題である電子申告（e-Tax）につきまして、「世界をリードする国際都市渋谷からe-Taxの活用を」を合言葉に、会員の皆様方には、ご自身（法人・個人）で利用していただくとともに、e-Tax普及拡大のため、税理士に対する代理送信依頼を積極的に行っていただいております。

お蔭でe-Taxの利用割合は着実に増えており、改めて感謝申し上げます。

私どもといたしましては、本年も納税者利便の向上と事務処理の効率化を図るため、渋谷地区に密着したe-Taxの更なる利用促進に積極的に取り組んでいく所存でございます。

引き続き、貴会会員の皆様方には、税務行政の円滑な運営になお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、本年が社団法人渋谷法人会会員の皆様方にとりまして、卯年の由来のごとく、家内安全、飛躍の年となりますよう、心より祈念いたしまして新年のあいさつとさせていただきます。

新年の
ご挨拶



渋谷都税事務所
所長 山中 史朗

新年あけましておめでとうございます。

平成23年の年頭にあたりまして、社団法人渋谷法人会の皆様に謹んで新年のお祝いを申し上げます。旧年中は、柳田会長をはじめ、役員並びに会員の皆様には、東京都の税務行政に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。なかでも電子申告・電子納税推進協議会の活動、セミナー開催や会報・ホームページへの掲載など、格別なご配慮を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、電子申告・電子納税につきましては、国税はe-Tax、地方税はeLTAXイータックス エルタックスがごございます。本年もeLTAXとe-Taxイータックスの利用促進の取り組みを皆様方と力を併せ、積極的に進め利便性の向上を図ってまいります。また、CO₂排出削減に取り組む中小企業向けの省エネ促進税制、都民が安心して暮らせる街づくりを促進するための耐震化減免等、様々な取り組みを行ってまいります。会員の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

渋谷都税事務所は、本年も都税収入の公正・公平・効率的な税務行政の推進に取り組み、納税者サービスの向上と皆様の信頼の確保に努力してまいり所存でございます。

渋谷法人会の皆様には、東京都の税務行政に対しまして、なお、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

この新しい年が、渋谷法人会と会員の皆様方にとりまして、更なるご発展とご繁栄の年となりますよう心から祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。

確定申告はe-Taxで正しくお早めに!



●税務署での申告書の提出と納税の期限

所得 税	平成23年2月16日(水)～平成23年3月15日(火)
贈 与 税	平成23年2月 1日(火)～平成23年3月15日(火)
個人事業者の消費税及び地方消費税	平成23年1月 4日(火)～平成23年3月31日(木)

※還付申告の方は、1月から確定申告書を提出することができます。

※提出前に申告内容が正しいことを確認し、早めに提出してください。

※土曜日・日曜日・祝日は執務を行いませんが、平成23年2月20日、2月27日の日曜日に限り、申告書配布・作成・受付、納付相談のみを行います（電話対応は行っておりません）。

●自宅のパソコンで簡単に作成・提出ができます（e-Tax イータックス）

期限間際の税務署の相談は、毎年大変込み合います。国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）「確定申告書等作成コーナー」なら、自宅のパソコンで作成・提出ができます。自動計算なので、所得税の確定申告書や決算書等を容易に作成できます（特例の内容等で、利用できない場合があります）。

提出は、電子証明書（証明付き住基カード）を利用して送信する方法（贈与税を除く）とプリントアウトし税務署に提出する方法があります。送信の場合、所得税は5,000円までの税額控除（過去に適用された場合を除く）や源泉徴収票などの提出を省略（3年間の保存が必要）するメリットがあります。

●確定申告センターのご案内



「確定申告センター」は、税理士が、パソコンによる確定申告書等の作成アドバイスを行う確定申告会場です（パソコンの操作は、担当者がお手伝いします）。

平成23年2月1日(火)～3月15日(火)

（ただし、土、日曜及び祝日は開催していません。）

●開設時間 9:00～17:00《相談開始9:15～》

●開設場所 「アクアプラザ」

新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランド地下1階

※土地、建物及び株式などの売却による譲渡所得や贈与税についての相談は行っておりません。

※外部記録媒体（USBメモリー等）の使用はできません。

※混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、16時までにお越しください。

●納税は口座振替をご利用ください

※新規に口座振替を利用する方は、所得税は3月15日(火)まで、個人事業者の消費税及び地方消費税は3月31日(木)までに手続きしてください。

※平成22年分に係る確定申告の振替日は、次のとおりです。

- 所得税 平成23年4月22日(金)
- 個人事業者の消費税及び地方消費税 平成23年4月27日(水)

●所得税が還付になる方へ

- 還付金の振込先の記入は確実にお願いします。
- 振込口座は、申告者（本人）名義に限ります。転居や結婚等により住所・氏名が変わった場合は、金融機関で変更の手続きをしてください。
- 記載相違、記載漏れや書類（源泉徴収票、医療費の領収書、その他必要な書類）の添付漏れがある場合には、税金を還付できないことがあります。

●納税証明書の交付について

平成22年分の所得税の納税証明書が必要な場合は、確定申告書を税務署の受付窓口までご持参いただき、受付担当にその旨をお申し出ください。なお、平成22年分の所得税の確定申告書を提出された後に所得税の納税証明書を請求される場合には、交付までに相当期間を要しますのでご了承ください。

この社会あなたの税が生きている

●個人事業者の消費税及び地方消費税について

平成22年分消費税の申告・納税が必要な方は、平成20年分の売上高（課税売上高）が1,000万円を超えている方と課税事業者の選択届書を提出している方です。

消費税は、最終消費者からの預かり金ですから、申告・納付漏れとならないよう、必ずご確認ください。

《税務署以外での相談会等》

1 各相談会等の注意事項

イ 小規模納税者の所得税及び消費税、年金受給者及び給与所得者の所得税の申告を対象（土地、建物及び株式などの譲渡所得のある場合を除く）としております。

なお、収入金額が多額な方や所得金額が高額な方、相談内容が複雑な方及び贈与税の申告は、税務署で指導を受けていただくか、税理士による有料相談を受けてください。

ロ 申告書の作成に必要な書類（昨年の申告書控・源泉徴収票など）とハンコをご持参下さい。

ハ 各会場ともお車での来場はご遠慮ください。

ニ 混雑する場合は、受付を早めに締め切ることもありますのでご了承ください。

2 所得税等確定申告書作成会【国・都・区共催】

国・都・区の共催により、所得税・住民税・消費税等の申告書等の書き方のアドバイスと申告書等の受付を行います。

月 日	会 場	所在地	時 間
2月2日(水)	幡ヶ谷区民会館	幡ヶ谷3-4-1	いずれの会場も 【午前】9時30分～11時30分 【午後】1時00分～3時30分
2月4日(金)	渋谷区役所前駐車場 地下1階A会議室	神南1-19-8	

〔問い合わせ〕 渋谷税務署 個人課税1部門 TEL 3463-9181（自動音声対応）

又は渋谷区役所 税務課課税第1係 TEL 3463-1719、第2係 TEL 3463-1726

又は渋谷都税事務所 事業税課 個人事業税係 TEL 3463-4311

3 年金受給者の方などの確定申告無料相談

年金受給者の方及び給与所得者の医療費控除、中途退職、年末調整未済の所得税の申告書の書き方のアドバイスと申告書等の受付を行います。

月 日	会 場	所在地	受付時間
2月9日(水)～10日(木)	幡ヶ谷区民会館	幡ヶ谷3-4-1	いずれの会場も 【午前】9時30分～11時30分 【午後】1時00分～3時30分
2月15日(火)	恵比寿社会教育館	恵比寿2-27-18	

4 税理士による無料申告相談

(1) 小規模納税者の方などのための無料申告相談

月 日	会 場	所在地	受付時間
2月17日(木)・18日(金) 2月22日(火)・23日(水)	幡ヶ谷区民会館	幡ヶ谷3-4-1	いずれの会場も 【午前】9時30分～11時30分 【午後】1時00分～3時30分
2月24日(木)・25日(金)	恵比寿社会教育館	恵比寿2-27-18	
3月1日(火)	上原区民会館	上原1-18-6	
3月3日(木)・4日(金)	渋谷区役所前駐車場 地下1階A会議室	宇田川町1-1	

(2) 税理士による確定申告無料相談【申告書等の受付は行いませんので、ご注意ください。】

●確定申告相談会（税理士会渋谷支部主催）

月 日	会 場	所在地	受付時間
3月1日(火)～4日(金) 3月7日(月)～9日(水)	税理士会渋谷支部 事務局	桜丘町16-15 カーサ渋谷3階	【午前】10時00分～11時30分 【午後】1時00分～3時30分

●上記以外の無料の税務相談会

○土曜日の税務相談会 2月5日(土) 午前10時～午後4時

○夜間の税務相談会 2月10日(木) 午後5時～午後8時

○税務相談会 2月23日(水) 午前10時～午後4時

（税理士記念日） 2月24日(木) 午前10時～午後4時

いずれも、東急東横店西館コンコース2階で行います。

〔問い合わせ〕 東京税理士会渋谷支部 TEL 3461-2938

e-Taxを利用しよう

税務署からのお願い～e-Tax申告ならびにダイレクト納税について～

国民の約5人に1人が所得税の確定申告書を提出しています。

社員へ源泉徴収票を交付する際には、e-Tax申告ならびにダイレクト納税をお勧めください。
以下の案内もご利用下さい。

便利なe-Taxで納付してみませんか ～ 電子納税の利用について ～

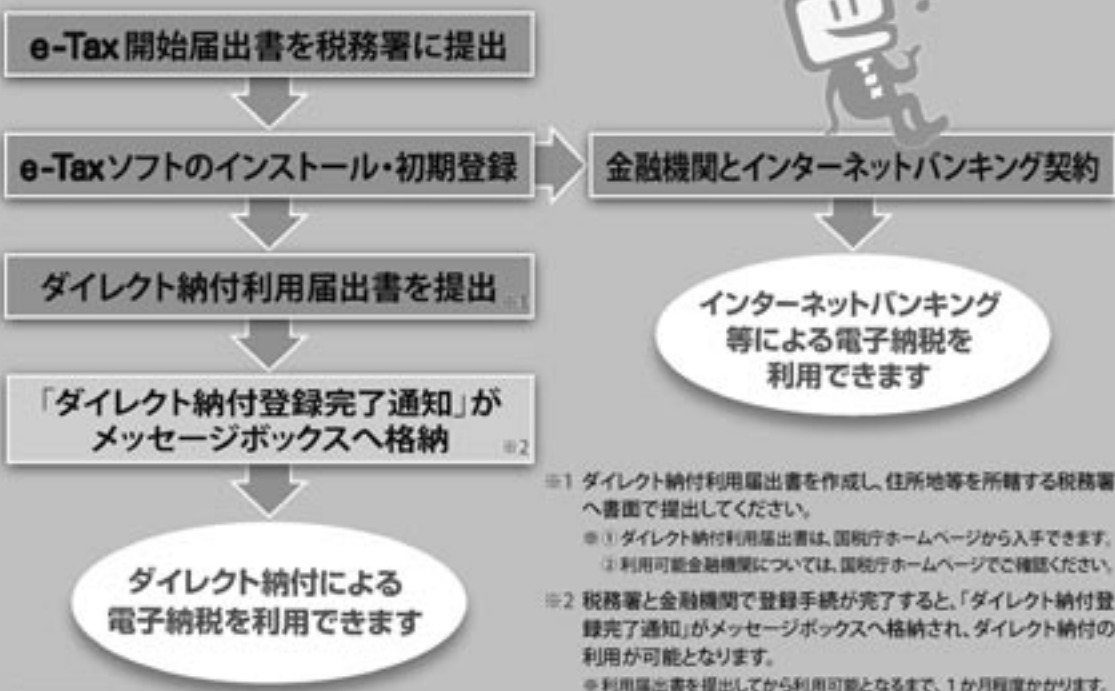
e-Taxは、自宅やオフィス等から申告・納税ができる便利なサービスです。



電子納税では、金融機関の窓口に出向くことなく、インターネット等を利用して国税を納付することができ、次の方法があります。

- ① 「ダイレクト納付」による電子納税
- ② インターネットバンキング等による電子納税(登録方式・入力方式)

電子納税の利用手順のご案内



e-Taxの利用時間

月曜日から金曜日の午前8時30分から午後9時(祝日等を除きます。)までとなります。

なお、利用時間については、メンテナンス作業等により変更する場合がありますので、事前にe-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)でご確認ください。



詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。

www.e-tax.nta.go.jp

都税事務所だより

Q&A

Q

事業所税とは

A 都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるための目的税で、地方税法で定められた都市においてのみ課税される市町村税です。東京都では、23区内において特例で都税として課税されるほか、武蔵野市、三鷹市、八王子市、町田市の4市※で課税されます。

※当該4市の事業所税については、各市にお問い合わせください。

●納める方

- 資産割 23区内全域の事業所等の床面積の合計が1,000㎡(免税点)を超える規模で事業を行う法人又は個人
- 従業者割 23区内全域の事業所等の従業者数の合計が100人(免税点)を超える規模で事業を行う法人又は個人

●納める額

- 資産割 事業所床面積(㎡) × 税率600円
- 従業者割 従業者給与総額 × 税率0.25%

●納める時期と方法

法人の場合は事業年度終了の日から2か月以内に、個人の場合は事業を行った年の翌年3月15日までに、23区内における主たる事業所等の所在地を所管する都税事務所(渋谷区の所管は新宿都税事務所)に申告して納めます。なお、法人の事業税・都民税とは異なり、申告期限の延長制度はありません。

●事業所税(23区内)にかかる都税事務所の所管区域一覧

渋谷区、新宿区、目黒区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、板橋区、練馬区	新宿 都税事務所
千代田区、文京区、北区、荒川区、足立区	千代田都税事務所
中央区、台東区、墨田区、江東区、葛飾区、江戸川区	中央 都税事務所
港区、品川区、大田区	港 都税事務所

※主たる事業所等が所在する区にある都税事務所の窓口でも申告書を提出できます。

●事業所等とは

事務所又は事業所をいい、所有して使用しているものだけでなく、借りて使用している場合も含まれます。具体的には、事務所、店舗、工場、倉庫などが該当します。

●免税点の判定

法人の場合は事業年度末日の現況により、個人の場合は12月31日の現況により、資産割、従業者割ごとに判定します。

●事業所税の申告

納税のための申告のほか、次の申告が必要です。

○免税点以下申告

- ・前事業年度又は前年の個人に係る課税期間において納税義務を有していた場合
- ・23区内に所在する事業所等の床面積の合計が800㎡を超え1,000㎡以下の場合
- ・23区内に所在する事業所等の従業者数の合計が80人を超え100人以下の場合

○事業所等の新設・廃止申告

23区内において事業所等を新設又は廃止した方が申告義務者となり、新設又は廃止した日から1か月以内に申告が必要です。

○事業所用家屋の貸付等申告

23区内において事業所税の納税義務者(事業を行う法人・個人)に事業所用家屋を貸し付けている方が申告義務者となります。

- ・新たに貸付けを行うこととなった場合
新たに貸付けを行った日から2か月以内に申告が必要です。
- ・貸付申告に異動が生じた場合
貸付内容に異動が生じた日から1か月以内に申告が必要です。

【申告書の提出先は事業所等の所在区を所管する都税事務所(渋谷区の所管は新宿都税事務所)】

※事業所等が所在する区にある都税事務所でも提出できます。

【申告手続き等のお問い合わせ先】

「東京都主税局」 ホームページ <http://www.tax.metro.tokyo.jp/>
新宿都税事務所 事業税課 事業所税係 電話 03-3369-7151(代表)

東京都 主税局

検索

会員の増加は、会員のメリットに通じる

法人会
事業
アラカルト

平成23年の新春を寿ぎ新年賀詞交歓会を催す

去る1月13日(木)午後5時45分より、セルリアンタワー東急ホテルに於いて新年賀詞交歓会を開催した。

当日は、渋谷税務署長小島安雄様を始め、各界の代表37名の方々をご来賓にお迎えし、会員(208名)とともに平成23年の新春を寿いだ。

まず柳田会長の年頭の挨拶に続き、小島渋谷税務署長、山中渋谷都税事務所長、桑原渋谷区長、東京法人会連合会横山専務理事、そして友誼団体を代表して東京税理士会渋谷支部の篠崎支部長よりご挨拶をいただいたが、やはりどなたも先の見えない不況や政治不信を訴えられていた。



新年賀詞交歓会

続いて宇野澤顧問の乾杯で懇親会に入り、来賓、会員相互に新春のお祝いの言葉を交わしながら、情報交換等に花を咲かせ、懇親のひと時を有意義に過ごした。



柳田会長挨拶



小島渋谷税務署長



山中都税事務所長



桑原渋谷区長



横山東法連専務理事



篠崎税理士会渋谷支部長



乾杯：宇野澤顧問

第32回経営税務学校を開催

【税を考える週間参加行事】

毎年11月11日～17日を、国税庁が税の仕組みや目的を「知ってもらい」そして「考えてもらい」税に対する理解を深めてもらう為、【税を考える週間】を設けており、その参加行事の一環として開催している“経営税務学校”を本年も11月18日(木)、渋谷東武ホテルにおいて開催した。



会長挨拶

当日は、第1部講師として渋谷税務署長小島安雄氏に『今、税務署長が考えていること』と題して講演いただき、続いて第2部講師としてヤマト運輸株式会社元取締役社長の都築幹彦氏に『経営環境の変化にどう

対応するか』と題して講演していただいた。

都築氏は、クロネコヤマト宅急便を開始した方で、

労働問題や許認可問題と闘い15年かけて全国翌日配達
のネットワークシステムの基を作り上げた。その話にはユーモアも溢れ、出席された方々からも非常に良かったとの声が聞かれた。出席者 56名



第1部講師：小島渋谷税務署長



経営税務学校



第2部講師：都築幹彦氏



聴講者

法人会の事業活動に積極的に参加しよう

組織再編合同会議を開催

現在21に分かれているブロックを見直しする為に、前回6月18日に続いて、ブロック長、組織委員合同会議を11月25日(木)開催した。



議事を進める
五月女組織委員長



ブロック長組織委員会合同会議

経営者支援セミナーを開催

打つ手は無限!! 企業成功戦略

直近6年で実に140社を再生、事業再生請負人と言われる(株)事業パートナー代表松本光輝氏を講師に迎え、11月26日(金)に金融編“金融機関が見るポイントと融資の決済が下りる経営計画書の作り方”、12月9日(木)に商品編“利益を確実に出すにはこうする!”と題して講演いただいた。

経験に裏打ちされた松本氏の講演に出席者は真剣に聴き入り、途中で退席する人も全くいない。中身の濃いセミナーだった。

このセミナーは3回シリーズになっており、1月19日(水)には人材編“社長が変わらなければ会社は変わらない!”の内容で講演いただく。



講師：松本光輝氏



打つ手は無限!! 企業成功戦略 (金融編)

美竹の苑に車椅子を寄付

<社会貢献委員会>

去る12月1日、社会貢献委員会の年間事業の一環として、社会福祉法人渋谷区社会福祉事業団の渋谷区美竹の丘・しぶやに車椅子2台を寄付した。



八木原社会貢献委員長より車椅子の寄贈

今年度もシブヤキープグリーン事業の一環として植樹

渋谷法人会社会貢献委員会は、今年度も渋谷区内の10箇所の公園などに一昨年から行っている「シブヤキープグリーン」事業の一環としてハナミズキやキンモクセイなどを植樹した。(高中木：13本。低木、草花類：36株)

渋谷法人会は渋谷区と協力し、地域の小さな場所を利用し、植樹をすることにより、緑を通じた地域社会貢献活動を実施します。

(写真は松濤鍋島公園のハナミズキとキンモクセイ)



広報委員会を開催

去る12月2日(木)午後3時より法人会館において、定例の広報委員会を開催した。

まず、22年10・11月号の反省と平成23年2・3月号の掲載予定内容を検討した。続いて佐藤常議委員から法人会ホームページ“なかもネット”の新サービス「アクティブ会員サービス」の説明があった。このサービスは経営支援やアンケートなど会員企業の経営に活かせる内容のもので、今後周知を図っていく。

出席者は渋谷税務署：小野寺第一統括官、吉田審理担当調査官。委員の出席は岩田委員長他13名。



広報委員会

理事会を開催

去る12月17日(金)渋谷エクセルホテル東急において午後4時より理事会を開催し、各事業報告と今後の行事について討議した。



議案審議

電子納税、電子申告を活用しよう

また、公益社団法人認定に向けて具体的な方針の説明をし了解を得た。

出席者は、渋谷税務署五十里副署長、小野寺法人第一統括官、佐々木審理担当上席、法人会は、柳田会長他47名。

ブロックだより

第6・7・8・10・12ブロック合同研修会を開催

去る11月26日(金)午後4時30分より渋谷東武ホテルにおいて、第6、7、8、10、12ブロック合同研修会を開催した。

まず、渋谷税務署法人課税部門担当副署長の五十里修一朗氏より、「事業承継と税制」と題しご講演いただき、続いて懇談会に入った。出席者は67名。



講師：五十里副署長



6・7・8・10・12ブロック合同研修会

第18ブロック研修会

日時 11月19日(金) 午前8時00分～午後18時00分

行き先 房総：お魚市場、酒菜館（酒蔵見学等）

参加者 44名



集合写真

部会だより

青年部会・女性部会合同税務講習会、意見交換会を開催

去る11月24日(水)女性部会主催、青年部会協賛により、合同税務講習会、意見交換会を渋谷法人会館に於いて



柳田会長挨拶



山崎女性部会長挨拶



名取青年部会長挨拶

開催した。

税務講習会では、渋谷税務署法人課税総括担当副署長五十里秀一朗氏より、相続・贈与税について講習を受け、続いて法人課税調査担当安原副署長、法人課税第一部門小野寺統括官、佐々木審理担当上席調査官に加わっていただき、少人数に分かれて税務行政等について意見交換した。総出席者33名。



講師：五十里副署長



相続・贈与についての講習会



須藤部会担当副会長挨拶



税務署との意見交換会

青年部会・女性部会合同ボウリング大会を開催

去る12月2日(木)女性部会、青年部会共催により、笹塚ボウルに於いて合同ボウリング大会を開催した。

当日は青年部会、女性部会併せて24名が出席し、並木プロの指導を受けるなど大変盛り上がった。優勝者は女性部会の財津さん。



名取青年部会長挨拶



青年部・女性部合同ボウリング大会



指導する並木プロ



優勝：女性部会 財津さん

青年部会役員会

去る12月10日(金)午後4時から渋谷法人会館に於いて、講習会・意見交換会、ボウリング大会等についての報告と部会総会の日程等及び渋谷区ニューイヤー駅伝参加について協議した。

メールアドレスを登録しよう

いざというとき知っておきたい相続税の基礎知識

実藤 秀志 (公認会計士・税理士)

相続税の総額

各人の相続税額を求める前に相続税の総額を算出します。

相続税の総額は、まず各人の課税価格の合計から基礎控除額を差し引き、課税遺産総額を算出します。次に、それを法定相続分により相続した場合の各人の算出税額を求め、それを合計したものが相続税の総額となり、イメージは以下のようになります。

$$\begin{aligned} & \left[\text{各人の課税価格の合計} - \text{基礎控除額} \right] \times \\ & \quad \text{法定相続分} \times \text{税率} - \text{控除額} = \\ & \quad \text{各人の算出税額} \\ & \text{各人の算出税額の合計} = \text{相続税の総額} \end{aligned}$$

基礎控除額は、5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数で計算します。

たとえば、相続人が妻と子ども2人であれば、法定相続人は3人となり、基礎控除額は8,000万円（= 5,000万円 + 1,000万円 × 3人）となります。

税率については、以下の速算表を利用してください。

〈相続税の速算表〉

法定相続人の取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
1,000万円超3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超1億円以下	30%	700万円
1億円超3億円以下	40%	1,700万円
3億円以上	50%	4,700万円

たとえば、法定相続分に応じる取得金額が8,000万円であれば、1,700万円（= 8,000万円 × 30% - 700万円）と計算されます。

各人の相続税額

相続税の総額が計算されたら、次に各人ごとの相続税額、すなわち各人ごとに納付すべき相続税額を計算します。

計算式は、以下のようになっています。

$$\begin{aligned} & \text{相続税の総額} - \frac{\text{各人の課税価格}}{\text{課税価格の合計}} + \\ & \text{相続税の2割加算} - \text{各種税額控除} \\ & = \text{各人の相続税額} \end{aligned}$$

ここでまず、 $\frac{\text{各人の課税価格}}{\text{課税価格の合計}}$ は、実際の相続割合を表しています。

次に、相続税の2割加算の対象者ですが、これは被相続人の子（代襲相続人を含み、用紙を除く）、

父母、配偶者以外の者をいい、加算額は、次の①と②のうちのいずれか少ない方です。

- ①その者の算出税額 × 20%
- ②その者の正味相続財産 × 70%

各種税額控除については既に説明していますが、6種類のみであり、適用順序も定まっています。このうち一番多く利用されているのが「配偶者の税額軽減」です。これを利用すれば、たとえば妻が何百億円相続しようと、法定相続分であれば、妻には一切相続税はかからないことになっています。

以上のとおり、相続により財産を取得した者の個別の事情は、相続税の総額の計算過程では考慮されず、各人ごとの相続税額の計算過程において考慮されるのです。

なお、災害により被害を受けた相続財産がある場合、相続税が免除される場合があります。

e-Taxを体験してみよう！

平成22年11月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連 絡 先 住 所	電話番号	業 種
2	(有)尾啓水産	栗原 武弘	渋谷区恵比寿南2-12-13	3714-4599	水産業（まぐろ中卸業）
2	(有)カーム	堀井 敦	渋谷区恵比寿西2-3-5	5456-6077	ディスプレイ業
3	(株)エスケーユニティ	瀬高 郷史	渋谷区桜丘町7-8	5728-6361	データ管理サービス業
3	(株)サイバーメディアマート	栗林 幸治	渋谷区桜丘町23-3	5456-7982	システム構築
4	(株)ブリッジクリエイト	野口 雅宣	渋谷区広尾1-15-1	6450-2929	各種紙媒体・webサイト・撮影・制作
5	(株)アイランド	道順 勝治	渋谷区東3-11-10	6427-6811	IT関連
5	(有)アイエスティーアーキテクト	坂本 格	渋谷区東3-20-1-2F	3486-5301	建築設計
6	(株)リンク	阿部 研人	渋谷区渋谷1-9-1	5778-0360	高級時計卸業
6	(株)ジオグラフィックス	川崎 誠	渋谷区渋谷1-20-1	3498-6640	広告制作業
6	(株)ワールドエアーサービス	松浦 徹	渋谷区渋谷2-9-10	3400-3384	旅行業
6	(株)ニコ SRC	白井 育正	渋谷区渋谷2-17-3	6418-6370	建設業
6	(有)隆コーポレーション	本郷 隆将	渋谷区渋谷3-20-10	5774-0055	飲食業（焼肉店・居酒屋）
7	アトリ(株)	渡邊 美子	渋谷区道玄坂1-21-1	3461-5177	不動産業
7	日本情報通信開発(株)	戸澤 弘男	渋谷区道玄坂1-10-8	5457-1970	情報システム
7	(有)高尾	高木 清子	渋谷区南平台町3-8	3462-0201	飲食店舗
7	(有)パルスネオラボラトリ	阿部 妙子	渋谷区円山町5-6	6427-8234	コンピュータシステム開発
7	(有)西風	ガルシアダビッド	渋谷区円山町5-13-402	5809-3112	輸入小売
8	(株)旭東クリエイト	田口 博之	渋谷区松涛2-16-1	3409-4751	不動産賃貸業
13	(株)プロモデルスタジオ	小林 力	渋谷区元代々木町8-5	5918-6712	コマーシャルファッションモデルマネジメント・プロモーション
13	(株)アイディアミックス	遠藤 雅義	渋谷区元代々木町11-1	3465-7190	情報サービス
13	(株)大竹プリント	大竹 実	渋谷区元代々木町11-1	3466-3701	シール印刷
18	一般社団法人 東京都昇降機安全協議会	三浦 靖夫	渋谷区代々木1-35-4	6304-2224	昇降機等検査報告業務受託
19	(有)グレイストーク	富永 照男	渋谷区千駄ヶ谷1-20-3-201	3230-2866	不動産業
19	(株)ケント	富永 照男	渋谷区千駄ヶ谷1-20-3-201	3230-2866	建設業・住宅リホーム業
20	(財)水交会	夏川 和也	渋谷区神宮前1-5-3	3403-1491	公益事業
20	(株)オリオンストーク	太田 征夫	渋谷区神宮前3-28-10	6438-9944	不動産業
21	(株)AOKI	清水 彰	渋谷区神宮前5-7-18	045-941-6888	紳士服婦人服ファッション商品の企画販売
区外	(株)ディスペンバックジャパン	国光 英二	神奈川県南足柄市和田河原1255	5766-1382	食品製造

平成22年12月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連 絡 先 住 所	電話番号	業 種
1	トライベック・ストラテジー(株)	小川 淳	渋谷区恵比寿1-21-3	5421-8080	webコンサルティング
1	ピージェイシー(株)	津田 圭子	渋谷区恵比寿4-7-6	5791-1122	動物病院経営
3	日本システムウェア(株)	青木 正	渋谷区桜丘町31-11	3770-2903	ソフトウェア開発業
4	(株)アーモンド・アイ	白浜 雅城	渋谷区広尾1-2-2	5420-6500	婦人アパレル
4	(有)キューイチマルデザイン	楠井 宙樹	渋谷区広尾5-4-11	5793-1019	広告・デザイン制作業
5	リスター(株)	高瀬 昇幸	渋谷区東2-23-8	5774-0888	OA機器・通信機器販売
5	IMPERIAL(株)	齋藤 貴之	渋谷区東3-25-4	6450-4338	不動産
8	(株)フィールドデザイン	柳田 佳子	渋谷区神泉町2-9	5458-1331	文化・教育事業
9	東京専門店会協同組合連合会	大西 賢治	渋谷区道玄坂2-9-2	3463-5951	協同組合連合会
10	(株)宝扇堂	福島三喜男	渋谷区道玄坂2-26-14	3463-8136	小売扇子製造販売
11	(株)四つ葉	金 慧善	渋谷区宇田川町12-12	6415-2929	飲食業
11	アシスタンスソリューション・プロジェクト(株)	吉野 健司	渋谷区宇田川町34-5	5456-7522	ITコンサルティング
11	(株)ショートスタック	井上 直明	渋谷区神南1-3-3-501	5456-9355	アパレル卸業
12	(有)ダンドン	横井 弘幸	渋谷区上原1-35-1	3468-3165	美容業
14	(有)ウインズ	山田 知哉	渋谷区笹塚2-1-11	5371-1785	製造卸売業
15	(株)アベックスインターナショナル	塩谷 禎	渋谷区幡ヶ谷1-1-2	6672-3564	小売業
15	(株)ケイ・エフ・シー	舟山 和彦	渋谷区幡ヶ谷1-3-1	6276-0661	ビルメンテナンス業
15	(株)リネーション	八尋 洋平	渋谷区幡ヶ谷2-13-4	3379-7675	飲食業
16	(株)カイロス	加藤 茂	渋谷区本町5-27-14	6276-6847	不動産業
20	(株)東京ライト	濱崎 明	渋谷区神宮前3-27-14	3478-5065	不動産賃貸業
区外	(株)藤印刷	太田 厚生	千代田区飯田橋2-13-1	3262-8641	印刷業
区外	(有)リアルトラスト	小寺 毅	荒川区西尾3-3-2	3711-5667	サロン経営・不動産コンサル業



ー都税についてのお知らせー

2月は固定資産税・都市計画税第4期分の納期です(23区内)
昨年6月にお送りした納付書により、2月28日(月)までにお納めください。

＜ご利用になれる納付方法＞

- ①金融機関※¹・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
- ②口座振替※²
- ③コンビニエンスストア※³



＜利用可能なコンビニエンスストア＞

エーエム・ピーエム くらしハウス ココストア コミュニティ・ストア サークルK サンクス スリーエイト スリーエフ 生活彩家 セブン-イレブン デイリーヤマザキ ファミリーマート ポプラ ミニストップ ヤマザキデイリーストアー ローソン (50音順)

*領収証書及びレシートを必ず受け取り、大切に保管してください。

- ④金融機関※¹・郵便局の  (ペイジー)対応のATM※⁴、インターネットバンキング※⁴、モバイルバンキング※⁴

- ※1 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
- ※2 お申込方法等の詳細は、東京都主税局徴収部納税推進課口座振替係 (03-5912-7520) へお問い合わせください。
- ※3 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものが納付できます。
- ※4 ○  (ペイジーマーク)の入っている都税の納

付書に限ります。

- 領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアをご利用ください。)
- 新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用する方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。
- 保守点検作業のため、一時的にご利用できない場合があります。詳しくは、主税局ホームページ (<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>) の「都税の納税等について」をご覧ください。

東京都 主税局

検索 

**固定資産税・都市計画税の納付には、
安心便利な口座振替をご利用ください。**

お申込みは、口座振替を開始しようとする月の前月の10日までに、口座振替依頼書(ハガキ式のもの)に必要な事項を記入の上、ポストに投函していただくか、預(貯)金通帳、通帳届出印、納税通知書をご持参のうえ、金融機関または郵便局の窓口でお手続きください。

＜口座振替のお問い合わせ先＞

東京都主税局徴収部納税推進課口座振替係
(03-5912-7520)

ー都税についてのお知らせー

**耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する
固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)**



＜耐震化のための建替え＞

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、平成21年1月2日から平成27年12月31日までの間に、耐震化のために新築された住宅

のうち、一定の要件を満たすもの

減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります)

＜耐震化のための改修＞

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋で、平成20年1月2日から平成27年12月31日までの間に、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したもの

減免の期間と額

改修工事完了年の翌年度分から一定期間、居住部分

詰将棋■解答

▲1 四角○同歩 ▲2 三歩成○同玉 ▲1 三金○3 二玉 ▲2 四桂○2 一玉 ▲1 二金まで九手詰め。

■解説

平凡な▲2 三金では○2 一玉で持ち駒が品切れで詰みません。正解は歩頭に出る▲1 四角です。
○2 二玉は▲2 三歩成がありますので○同歩の一手ですが、そこで▲2 三歩成が好手です。そして○同玉に角捨ての効果で▲1 三金と打ち、次の桂の桂用が実現するわけです。

で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免

詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。

渋谷都税事務所 固定資産税課 固定資産税係
電話 (03) 3463-4311 (代表)



一都税についてのお知らせ 不動産公売のお知らせ

主税局では、不動産などの財産を入札の方法で売却（公売）しています。

公 売 予 定 日	2月15日(火)	2月22日(火)
公 売 物 件	東京都主税局ホームページまたは都庁第一本庁舎19階に設置している「不動産等公売案内」をご覧ください。	東京都主税局ホームページまたは各都税事務所及び参加している区市役所・町村役場に設置している「不動産公売案内」をご覧ください。
会 場	都庁第一本庁舎4階北側 第二入札室	都庁第一本庁舎4階北側 第一入札室・第二入札室
入 札 時 間	午後1時00分 ～ 午後2時00分	
実 施 機 関	東京都主税局徴収部	都税事務所・参加している区市町村
お問い合わせ先	東京都主税局徴収部機動整理課公売係 (03-5388-3027)	<都税事務所実施分> 東京都主税局徴収部徴収指導課徴収指導係(03-5388-3024) <区市町村実施分> 東京都主税局徴収部個人都民税対策課支援係(03-5388-3039)

※公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ <http://www.tax.metro.tokyo.jp/>

東京都 公売

検索



一都税についてのお知らせ 点字で課税の内容をお知らせします

東京都主税局では、納税通知書の内容を点字でお知らせしています。

- 対象となる税金
固定資産税・都市計画税（23区内）、個人事業税、自動車税
- お知らせする内容
税金の種類、納税義務者氏名、納税通知書番号、納期限、税額、問い合わせ先
- 申込方法
東京都主税局総務部総務課相談広報係
（03-5388-2924）まで
住所・氏名・電話番号・税金の種類をご連絡ください。
- 申込期限
2月末までにお申込みをいただいた方には、平成23年度分から点字のお知らせを同封します。

※なお、すでにご利用されている方は、改めてご連絡いただく必要はありません。

【お問い合わせ先】 東京都主税局総務部総務課
相談広報係 電話 03-5388-2924

詰将棋

〈出題〉六段 沼 春雄

■ヒント

1六の桂馬が最後に働くように攻め手順を工夫します。

（考慮10分で初段）



トイレの詰り直しからビルの新築・改修まで 空気調和給排水衛生設備工事設計施工 東陽設備工業株式会社

取締役社長 卯 月 一 郎

〒151-0071 東京都渋谷区本町4-31-4

TEL 03-3376-9277(代)

FAX 03-3378-7224



イワキのメガネなら安心です。

回イワキ®

しぶや法人 第507号／平成23年2月1日発行（隔月1回1日発行）

発行人 柳田 道康 発行所 渋谷区神泉町9-10 社団法人 渋谷法人会 TEL 03-3461-0758 FAX 03-3461-0180

URL <http://www.tohoren.or.jp/shibuya>（会員の購読料は会費に含まれています。）